

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、
窓口での「**正確な住所の届出**」が必要です！

○住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、
国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、
選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○身分証明書となる「マイナンバーカード」の「住所」等は、
最新のものにする必要があります。



(おもて面)

(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、
5万円以下の過料に処されることがあります。)



◆住民票の異動届(転出届、転入届、転居届等)の手続き方法

◎他の市区町村に転出・転入する場合

引越前の
市区町村

[転出前に]
転出届を提出して
転出証明書を受け取る



引越先の
市区町村

[転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて
転入届を提出

◎同一の市区町村内で転居する場合

お住まいの
市区町村

[転居した日から14日以内に]
転居届を提出

(参考)

(おもて面)



住民の皆様を送付している「通知カード」は
令和元年5月31日から1年以内で政令で定める日以降、
廃止になります。

廃止されると、住所変更の手続きはできなくなります。
「通知カード」の住所の変更は、廃止前に行ってください。

○詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問い合わせください。